

集落排水につないで清潔で快適な生活を！

早期接続のお願い

農業集落排水事業区域は、すでに事業が完了し、宅地内に公共枡を取り付け接続可能な状況となっています。しかし、桜川市内の宅内接続率は低い状況にあります。

農業用水の保全と農村環境向上のために早期接続をお願いいたします。

■問合先／下水道課 集落排水・浄化槽係（☎581-5111・7513111、内線3271）

集落排水接続図

早く本管につないで!!



地球にやさしく快適な生活を送るために

市設置型浄化槽・市街地浄化槽を設置しませんか

市設置型浄化槽整備事業

桜川市が、あなたに代わって浄化槽の設置・維持管理をいたします。

対象地域は、公共下水道計画区域および農業集落排水事業区域を除く、市内全域です。

■事業概要／申請者から浄化槽工事の一部を負担していただき、市が浄化槽本体を設置（工事）いたします。

設置後は、市が行う維持管理などの費用を毎月の使用料として納付していただきます。

■申請者による工事業業者の選定／市の要件を満たす業者から申請者が1社を選定していただきます。

■単独浄化槽撤去補助事業／単独浄化槽から市設置型浄化槽に転換した場合に、単独浄化槽の撤去費用として9万円を限度に補助します。

■市街地浄化槽設置事業

市街地浄化槽設置事業

公共下水道事業計画区域において、下水道が整備されるまでの暫定措置として、自己用住宅の新築や建て替えをされる方を対象に、浄化槽の設置事業を実施いたします。設置時の一部負担金（工事費）は市設置型浄化槽事業と同様とし、その後の維持管理は個人管理となります。

この事業で設置した浄化槽は公共下水道が整備された時には、速やかに公共下水道に接続替をしていただき浄化槽の撤去をお願いいたします。なお、その際の費用は個人負担となります。

■申請受付期間／10月31日（月）
■申請方法／各申請書に必要事項を記入し、下水道課に提出してください。

※申請書は、下水道課（真壁庁舎、総合窓口課（岩瀬・大和庁舎）に用意してあります。

■問合先／下水道課（☎581-5111・7513111代表）

浄化槽の性能を生かすには
日常の管理や使い方が
とっても大事なんだ



浄化槽使用料

基本料金	人数割
2,625 円	525 円 / 1人 × 世帯人数

受益者分担金

5 人槽	150,000 円
6 ～ 7 人槽	200,000 円
8 ～ 10 人槽	250,000 円

人槽の決定

5 人槽	延べ床面積 140 m ² 以下
7 人槽	延べ床面積 140 m ² を超えるもの
10 人槽	台所および浴室が2箇所以上